

中間前金払制度について

昨今の建設資材高騰等を踏まえ、工期半ばでの円滑な資金調達が受注者の経営安定につながり、更なる適正な施工の確保が見込まれることから、以下のとおり中間前金払制度を導入しています。

- ◆ 対象 契約金額500万円以上で、かつ、工期が90日を超える建設工事
- ◆ 金額 契約金額の20%以内（1万円未満の端数は切り捨て）
- ◆ 要件 次のいずれにも該当すること。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済であること。

◆申請方法

1. 認定請求書（第2号様式）及び工事履行報告書（第3号様式）を工事担当課に提出してください。
2. 組合にて要件を満たすことを確認した後、認定調書（第4号様式）を交付しますので、認定調書を添えて保証事業会社に中間前金払保証の手続きを行ってください。
3. 保証事業会社から保証証書が交付された後、中間前金払申請書（第5号様式）に保証証書の原本及びその写し並びに組合の指定する請求書を添えて工事担当課に提出してください。

※ 部分払（複数年度にわたる契約による部分払を除く。）の工事の場合、中間前金払と部分払の選択が必要となります。契約締結時に、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（第1号様式）を総務課へ提出してください。

※ 申請に係る各書式については、「[様式ダウンロード](#)」よりダウンロードしてご利用ください。

中間前金払の手続きについて

【対象】 契約金額500万円以上、かつ、工期90日を超える建設工事
 【金額】 契約金額の20%以内（1万円未満の端数は切り捨て）

